



軽度者に対する福祉用具貸与
(例外給付) に関する Q&A



くすのき広域連合
令和2年6月版

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関する Q&A

（令和 2 年 6 月版）

くすのき広域連合における軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）の取り扱いについてお示しします。

問 1

新規（区分変更）申請中で、認定結果が出るまでの暫定ケアプラン作成時に指定（介護予防）福祉用具貸与理由書（以下、理由書と言う。）を提出することは可能か。

（答）

暫定ケアプラン作成にあたり、主治医の医学的所見及びサービス担当者会議での当該福祉用具の必要性が認められた場合は理由書の提出が可能で、原則として保険者確認日以降に暫定の貸与を開始できます。

ただし、認定確定前であるため、非該当認定時や認定確定前の資格喪失等により保険給付を遡及して受けられなくなる場合など、利用者に自己負担が生じる可能性について説明してください。

問 2

問 1 の事例で理由書を提出し貸与を開始している場合で、認定結果の確定後に理由書の再提出は必要か。

（答）

改めての提出は不要です。

ただし、認定結果確定後に福祉用具が追加される場合は再提出してください。（問 3 参照）

問 3

理由書提出後に貸与する福祉用具を追加（変更）する場合は、理由書の再提出は必要か。

（答）

貸与種目（品目）の追加または変更について、サービス担当者会議において必要性が認められた場合は、貸与開始前に再提出してください。

なお、同一種目内で機能差のない貸与品目へ変更する場合は提出不要です。

問 4

例外給付による貸与を開始している利用者が、更新時期となった。更新後も継続利用する必要がある場合、理由書の再提出は必要か。

（答）

更新後の要介護状態区分が軽度者に該当する見込みの場合は、再提出してください。

問5

市外からくすのき広域連合の圏域内（守口市、門真市、四條畷市）に転入してきた被保険者が、転入前の市町村で例外給付の確認を受けていた場合、再度くすのき広域連合に理由書の提出が必要か。

（答）

保険者が確認する必要があるので、くすのき広域連合に対して申請が必要です。

問6

福祉用具の例外給付にあたり、サービス担当者会議を開催したが、緊急だったため、主治医の意見聴取が間に合わなかった。サービス担当者会議開催後に主治医の意見は聴取したが、例外給付の対象となるか。

（答）

主治医による医学的所見に基づき、告示に定める状態像に相当することが確認された場合であって、サービス担当者会議によりその必要性を判断したものについて、保険者が必要性を確認することが例外給付の要件となります。そのため、主治医による医学的所見がなく、サービス担当者会議での必要性の判断のみであっては例外給付に相当する旨の確認を行うことができないため、保険給付の対象となりません。

また、主治医による医学的所見のみで、サービス担当者会議が開催されていない場合も同様です。